

青森大学情報・IT化に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、青森大学（以下「本学」という。）における教育・研究の充実と事務の効率化を図るためにコンピュータ化とネットワーク化が完了した情報システム（主としてホームページ）を維持していくことを目的とする。

(組織)

第2条 本学の情報システム（主としてホームページ）を維持していくために、情報・IT化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会には、各部局を置く。

(構成員)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 各学部4名以内。
- (3) 経営戦略局長および経営戦略局員若干名

(業務)

第4条 委員会は、次の事項について、審議する。

- (1) ホームページの維持・管理
- (2) 情報システムの管理運用に関する重要事項
- (3) その他情報システムの改善に関する重要事項

(情報システムの利用)

第5条 本学の情報機器及びネットワークの利用に関する規程について、別に定める。

(ホームページの管理・運用)

第6条 本学のホームページの管理・運用に関する規程について、別に定める。

(保守・点検)

第7条 本学の情報システムの保守・点検については、委員会で選出された者があたる。

(報告)

第8条 委員は、審議結果を各学部の教授会及び経営戦略局長へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は経営戦略局が行う。

(その他)

第10条 「青森大学・青森大学大学院・青森短期大学情報システムに関する規程」は平成22年3月31日をもって、廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。